

小値賀町議会第一回定例会
(第二日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
治

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会参事
山田	三浦	巖充	筒井	谷良	西村	中川	吉元	尾崎	中村	升水	大黒	大田
憲道	清敏	也	英敏	良一	久之	一也	勝信	孝三	敏章	裕司	泰三	夫

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成二十年三月五日（水曜日）

午後一時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（伊藤忠之議員・立石隆教議員）
- 第二 議案第二一号 平成二十年度小値賀町一般会計予算
- 第三 議案第二二号 平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 第四 議案第二三号 平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計予算
- 第五 議案第二四号 平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計予算
- 第六 議案第二五号 平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算
- 第七 議案第二六号 平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計予算
- 第八 議案第二七号 平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計予算
- 第九 議案第二八号 平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算
- 第十 議案第二九号 平成二十年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第十一 議案第三号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第十二 議案第四号 小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第十三 議案第五号 小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第十四 議案第六号 小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案
- 第十五 議案第七号 小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案
- 第十六 議案第八号 小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第十七 議案第九号 小値賀町後期高齢者医療に関する条例案

午後一時三十分開議

議長（横山弘藏）　こんにちは。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、七番・伊藤忠之議員、八番・立石隆教議員を指名します。

おはかりします。

日程第二、議案第二一号から日程第十、議案第二九号までの、平成二十年度小値賀町各会計予算については、予算特別委員会を設置して付託する予定でございますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。

したがって、日程第二、議案第二一号から日程第十、議案第二九号までの、平成二十年度小値賀町各会計予算については一括議題とします。

まず、議案第二一号、平成二十年度小値賀町一般会計予算の提案理由の説明を求めます。　財政課長

財政課長（西村久之）　議案第二一号、平成二十年度小値賀町一般会計予算について説明いたします。

我が国の財政は、毎年度の巨額の財政赤字と、依然として高水準にある長期債務残高など、国・地方ともに引き続き極めて深刻な状況にあります。こうした状況の中、国は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇七」を踏まえ、平成二十三年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するため、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、引き続き最大限の削減を実施することとされています。

また、地方財政については、国の取り組みと歩調をあわせて、大幅な人件費の削減や地方単独事業の抑制など、歳出規模

を抑制する一方、安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源の総額が確保されることとなったものの、その額は、地方交付税削減後の水準に留まっており、平成十九年度から導入された「頑張る地方応援プログラム」については、その効果が限定的であると共に、「ふるさと納税制度」等、新たな税財政制度の整備充実についても不透明であるため、極めて厳しい状況が見込まれています。

このような状況の中、わが町では、今後の社会経済情勢の変化、「基本方針二〇〇七」を踏まえた国の予算編成及び地方財政対策の動向を的確に見極めるとともに、持続可能な財政運営への転換を確実なものとするため、歳入歳出両面において、徹底した行財政改革を引き続き行うこととし、小値賀町の身の丈にあった財政運営をしていかなければならないと考えております。

第一条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十五億七千万円とするものでございます。

第二条は、第二表「債務負担行為」に示しますとおり、平成二十年度小値賀町肉用牛経営規模拡大事業補助金の期間と限度額を定めたものでございます。

第三条は、第三表「地方債」に示しますとおり、「ごみ焼却場大規模改修工事」「ながさき「食と農」支援事業補助金」「強い農業づくり交付金」「経営構造改善事業補助金」「柳漁港地域水産物供給基盤整備事業」「浜津漁港道路舗装工事」「野崎島自然学塾村施設整備事業」「公営住宅建設事業」「臨時財政対策債」それぞれの限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものでございます。

第四条は、「一時借入金」の借り入れの最高額を六億円と定めたものでございます。

第五条は、歳出予算の流用について定めたものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、一款・町税、一項・町民税、一目・個人五千七百五十七万三千円を計上、同じく二目・法人四百二十二万九千円を計上し、町民税の総額を六千八百八十万二千円としております。同じく二項・固定資産税、一目・固定資産税六千三百六十六万九千円を計上、同じく二目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金二百八万六千円を計上し、固定資産税の総額を六千五百七十五万五千円としております。同じく三項・軽自動車税、一目・軽自動車税六百九十一万四千円を計上しており

ます。同じく四項・町たばこ税、一目・町たばこ税一千四百九十九万七千円を計上しております。同じく五項・特別土地保有税、一目・特別土地保有税は費目設置でございます。

二款・地方譲与税、二項・自動車重量譲与税、一目・自動車重量譲与税二千万円を計上しております。同じく三項・地方道路譲与税、一目・地方道路譲与税七百万円を計上しております。同じく四項・航空機燃料譲与税、一目・航空機燃料譲与税は、費目設置でございます。

三款・利子割交付金、一項・利子割交付金、一目・利子割交付金五十万円を計上しております。

四款・配当割交付金、一項・配当割交付金、一目・配当割交付金三十万円を計上しております。

五款・株式等譲渡所得割交付金、一項・株式等譲渡所得割交付金、一目・株式等譲渡所得割交付金二十万円を計上しております。

六款・地方消費税交付金、一項・地方消費税交付金、一目・地方消費税交付金二千七百万円を計上しております。

七款・自動車取得税交付金、一項・自動車取得税交付金、一目・自動車取得税交付金八百万円を計上しております。

八款・地方特例交付金、一項・地方特例交付金、一目・地方特例交付金百万円を計上しております。

九款・地方交付税、一項・地方交付税、一目・地方交付税十五億円を計上しております。

十款・交通安全対策特別交付金、一項・交通安全対策特別交付金、一目・交通安全対策特別交付金は、費目設置でございます。

十一款・分担金及び負担金、一項・分担金、一目・農林水産業費分担金百四十四万円を計上しております。同じく二項・負担金、一目・民生費負担金を四十二万円計上、同じく二目・教育費負担金を八万二千円計上し、負担金の総額を五十二万二千円としております。

十二款・使用料及び手数料、一項・使用料、一目・総務使用料を百五十五万六千円計上、同じく二目・民生使用料を五百八十三万二千円計上、同じく三目・衛生使用料を五十八万五千円計上、同じく六目・土木使用料一千三百九十三万三千円の計上は、住宅使用料一千三百三十七万七千円が主なものでございます。同じく七目・教育使用料を三百五十三万一千円計上し、使用料の総額を二千五百四十三万七千円としております。同じく二項・手数料、一目・総務手数料を二百八万一千円計上、同じく二目・衛生手数料を七百三十万円計上、同じく三目・農林水産業手数料を百五十万二千円計上し、手数料の総額

を一千八十八万三千円としております。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金・一目・民生費国庫負担金四千六万四千円の計上は、保険基盤安定負担金二百万円、自立支援給付費負担金三千三百二十九万三千円が主なものでございます。同じく二項・国庫補助金、一目・民生費国庫補助金を百五十八万三千円計上、同じく四目・土木費国庫補助金五千五百二十六万三千円の計上は、公的賃貸住宅家賃低廉化事業交付金一千二百四十八万六千円、地域住宅交付金四千八十一万五千円が主なものでございます。同じく六目・教育費国庫補助金を二百二十四万一千円計上し、国庫補助金の総額を五千九百八十七千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金を百五十五万六千円計上、同じく二目・民生費委託金を百三十一万五千円計上し、委託金の総額を二百八十七万一千円としております。

十四款・県支出金、一項・県負担金、一目・総務費県負担金を四百七十七万一千円計上、同じく二目・民生費県負担金三千八百四十二万五千円の計上は、国保保険基盤安定負担金八百五十万円、自立支援給付費負担金二千六百六十四万六千円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金九百五十七万七千円が主なものでございます。同じく三目・衛生費県負担金を五十八万六千円計上し、県負担金の総額を四千三百七十八万二千円としております。同じく二項・県補助金、一目・総務費県補助金を百四万六千円計上、同じく二目・民生費県補助金を五百三十七万五千円計上、同じく三目・衛生費県補助金七百四十八万五千円の計上は、へき地診療所設備費補助金五百七十七万五千円が主なものでございます。同じく四目・農林水産業費県補助金二億二千六百七十一万九千円の計上は、経営体育成支援事業補助金一千万円、離島漁業再生支援交付金二千二百九十五万円、柳漁港地域水産物供給基盤整備事業補助金一億二千二百六十二万五千円、経営構造改善事業補助金三千二百四十二万九千円が主なものでございます。同じく五目・商工費県補助金を四百六十万円計上、同じく八目・教育費県補助金を百十二万七千円計上し、県補助金の総額を二億四千六百三十五万二千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金を一千二百三十五万二千円計上、同じく三目・衛生費委託金を三万八千円計上、同じく四目・農林水産業費委託金を百二十一万二千円計上、同じく六目・土木費委託金を三百十八万八千円計上し、委託金の総額を一千六百七十九万円としております。

十五款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・財産貸付収入を五百八十六万六千円計上、同じく二目・利子及び配当金を二百二十四万八千円計上し、財産運用収入の総額を八百一十一万四千円としております。同じく二項・財産売払収入、一目・

不動産売却収入、同じく二目・物品売却収入、同じく三目・有価証券売却収入は、いずれも費目設置でございませう。

十六款・寄附金、一項・寄附金、一目・一般寄附金、同じく二目・総務費寄附金、同じく三目・民生費寄附金、同じく四目・衛生費寄附金、同じく七目・教育費寄附金は、いずれも費目設置でございませう。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、二目・振興基金繰入金を六千五百六十一万七千円計上、同じく三目・まちづくり担い手育成基金繰入金を一千百万円計上、同じく六目・地域福祉振興基金繰入金を一千万円計上、同じく七目・社会体育施設整備基金繰入金を六百三十五万七千円計上、同じく八目・減債基金繰入金を二千万円計上、同じく九目・中山間ふるさと活性化基金繰入金を四万二千万円計上、同じく十四目・役場庁舎整備基金繰入金を五十万円で計上し、基金繰入金の総額を一億一千三百五十一万六千円としておられます。同じく二項・特別会計繰入金、一目・老人保健事業特別会計繰入金、同じく三目・介護保険事業特別会計繰入金は、いずれも費目設置でございませう。

十八款・繰越金、一項・繰越金、一目・繰越金を二千万円計上しておられます。

十九款・諸収入、二項・町預金利子、一目・町預金利子は、費目設置でございませう。同じく四項・雑入、五目・雑入を五千四百五十一万四千円計上しておられます。

二十款・町債、一項・町債、一目・総務債を六千八百八十万円計上、同じく三目・衛生債を四千六百八十万円計上、同じく四目・農林水産業債を四千七百二十万円で計上、同じく五目・商工債を五百万円計上、同じく六目・土木債を四千五百七十万円計上し、町債の総額を二億一千三百五十万円でしておられます。

歳出では、一款・議会費、一項・議会費、一目・議会費を五千三百七十六万一千円計上しておられます。

二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費は、地区会長及び各種委員等の報酬、町二役及び関係職員等の人件費、各種委託料及び事務機器等のリース料などが主なものでございませう。二億三千七百七十一万八千円を計上しておられます。同じく二目・文書広報費を六百四十三万八千円計上、同じく三目・財政管理費を一千二百三十五万五千円計上、同じく四目・会計管理費を二十万五千円計上、同じく五目・財産管理費を一千二百二十六万一千円計上、同じく六目・企画費七百三十八万一千円の計上は、小値賀町古民家再生事業支援委託料二百万円が主なものでございませう。同じく七目・交通安全対策費を百二十三万円で計上、同じく八目・空港費を九百八十九万円で計上、同じく十一目・ふるさと創生事業費を百六十二万円で計上し、総務管理費の総額を二億八千九百九万八千円としておられます。同じく二項・徴税費、一目・税務総務費を二千四百

四十一万八千円計上、同じく二目・賦課徴収費を二百一万二千円計上し、徴税費の総額を二千六百四十三万円としております。同じく三項・戸籍住民基本台帳費、一目・戸籍住民基本台帳費を六百二十八万円計上、同じく二目・住民基本台帳ネットワーク費を九十六万七千円計上し、戸籍住民基本台帳費の総額を七百二十四万七千円としております。同じく四項・選挙費、一目・選挙管理委員会費を二十三万一千円計上、同じく二目・選挙啓発費を十九万九千円計上、同じく七目・海区漁業調整委員会委員選挙費を二十二万二千円計上、同じく九目・農業委員会委員選挙費を十万三千円計上、同じく十目・土地改良区総代選挙費を九万五千円計上し、選挙費の総額を八十五万円としております。同じく五項・統計調査費、一目・統計調査総務費を百七十五万円計上、同じく二目・国土調査費を一千七百三十六万四千円計上し、統計調査費の総額を一千九百一十四万四千円としております。同じく六項・監査委員費、一目・監査委員費を百九万円計上しております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費一億六千四百六十八万九千円の計上は、職員給五名分の人件費、後期高齢者医療給付費負担金三千四百八十二万円、国保特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計・老人保健特別会計等への繰出金八千七百一十一万六千円が主なものでございます。同じく二目・国民年金事務費を三十一万三千円計上、同じく三目・老人福祉費を三千二百七十七万七千円計上、同じく四目・身体障害者福祉費を六千九百六十五万六千円計上し、社会福祉費の総額を二億六千七百三十六万五千円としております。同じく二項・児童福祉費、一目・児童福祉総務費を一千八百一十一万二千円計上、同じく二目・母子福祉費を十三万円計上、同じく三目・児童福祉施設費を四千二百八十四万三千円計上し、児童福祉費の総額を五千四百七十八万五千円としております。同じく三項・災害救助費、一目・災害救助費は、費目設置でございませう。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費八千四百九十九万五千円の計上は、職員給四名分の人件費、国保診療所特別会計・簡易水道特別会計への繰出金五千四百一十一万九千円が主なものでございます。同じく二目・予防費を二百七十一万七千円計上、同じく三目・環境衛生費を六百二十三万九千円計上、同じく四目・健康増進費を四百八十二万一千円計上し、保健衛生費の総額を九千八百七十七万二千円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費九千四百六十三万三千円の計上は、ごみ収集委託料等の各種委託料二千八百二十四万円、ごみ焼却場大規模改修工事四千九百五十万円が主なものでございます。同じく二目・し尿処理費を四千九十一万六千円計上し、清掃費の総額を一億三千五百五十四万九千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、一目・農業委員会費を三百三十八万一千円計上、同じく二目・農業総務費を五千七十万六千円計上、同じく三目・農業振興費五千四百三十二万七千円の計上は、小値賀町担い手公社運営費・園芸ビジョン21プログラム対策事業費・経営体育成支援事業等への補助金四千七百二十六万六千円が主なものでございます。同じく四目・畜産業費を二千三百二十二万一千円計上、同じく五目・農地費を八千七百二十七万四千円計上し、農業費の総額を二億一千八百九十万九千円としております。同じく二項・林業費、一目・林業振興費を二千四百二十万二千円計上してあります。同じく三項・水産業費、一目・水産業総務費を二千九百九十二万四千円計上、同じく二目・水産業振興費八千四十一万一千円の計上は、経営構造改善事業補助金四千四十七万三千円・離島漁業再生支援交付金三千六十万円が主なものでございます。同じく三目・水産施設費を二千五百六十一万円計上、同じく四目・漁港管理費を一千七百一十八千円計上、同じく五目・漁港建設費一億五千九百九十八万二千円の計上は、柳漁港地域水産物供給基盤整備工事一億四千四百四十万円が主なものでございまして、水産業費の総額を三億四百九十四万五千円としてあります。

六款・商工費、一項・商工費、一目・商工総務費を二千六百四十九万三千円計上、同じく二目・商工業振興費を六百十一万八千円計上、同じく三目・観光費を二千六百五十四万二千円計上、同じく四目・じげもん振興費を四百十九万八千円計上し、商工費の総額を六千三百三十五万一千円としてあります。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費を九千七百万八千円計上してあります。同じく二項・道路橋梁費、二目・道路維持費を一千七百四十八万七千円計上、同じく三目・道路新設改良費は費目設置でございまして、道路橋梁費の総額を一千七百四十九万円としてあります。同じく三項・住宅費、一目・住宅管理費を五十万二千円計上、同じく二目・住宅建設費を九千三百四十九万五千円計上し、住宅費の総額を九千三百九十九万七千円としてあります。

八款・消防費、一項・消防費、一目・非常備消防費を七千八十九万二千円計上、同じく二目・消防施設費を八百四十二万八千円計上、同じく三目・災害対策費は費目設置でございまして、消防費の総額を七千九百三十二万二千円としてあります。

九款・教育費、一項・教育総務費、一目・教育委員会費を七十七万八千円計上、同じく二目・事務局費を三千二百四十一万円計上し、教育総務費の総額を三千三百八十八万八千円としてあります。同じく二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費を一千四百九十八万七千円計上、同じく二目・教育振興費を百七十八万八千円計上し、小値賀小学校費の総額を一千六百七十六万七千円としてあります。同じく四項・小値賀中学校費、一目・学校管理費を六百八十五万円計上、同じく二目・教育振興

費を七百九万円計上し、小値賀中学校費の総額を一千三百九十四万円としております。同じく六項・幼稚園費、一目・幼稚園費を二千四百七十六万五千円計上しております。同じく七項・社会教育費、一目・社会教育総務費を二千六百八十三万五千円計上、同じく二目・公民館費を六百五十万円計上、同じく三目・総合センター費を七百十六万三千円計上、同じく四目・歴史民俗資料館費を四百八十万円計上、同じく五目・文化財保護調査費を五百四十一万四千円計上、同じく六目・図書館費を五百二十七万八千円計上、同じく七目・世界文化遺産登録推進事業費を六十万七千円計上し、社会教育費の総額を五千六百五十九万七千円としております。同じく八項・保健体育費、一目・保健体育総務費を一千九百十三万六千円計上、同じく二目・学校給食費を五十万七千円計上し、保健体育費の総額を一千九百六十四万三千円としております。

十款・災害復旧費、一項・農林水産施設災害復旧費、一目・農業用施設災害復旧費は、費目設置でございます。

十一款・公債費、一項・公債費、一目・元金を四億五千六十一万三千円計上、同じく二目・利子を七千三十二万九千円計上し、公債費の総額を五億二千九百九十四万二千円としております。

十二款・諸支出金、二項・特別会計繰出金、一目・渡船事業特別会計繰出金を二千九百万円計上しております。

十三款・予備費を四百九十二万四千円計上しております。

以上で、平成二十年度小値賀町一般会計予算の概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） 次に、議案第二二号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第二二号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

平成二十年四月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行されることに伴い、国保事業も多くの制度改正があり、本予算の中にも反映しております。

主な変更は、国保被保険者の中から七十五歳以上の高齢者が後期高齢者医療保険へ移行したこと、退職医療の廃止に向けて退職被保険者が六十五歳未満となり、医療費の平準化を図るため、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者を一括りとして共同事業で取り扱うことなどございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入・歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億四千三百三十七万七千円といたしました。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。
七頁をお開きください。

一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分一億五百四万四千元、二節・介護納付金分現年課税分七百八万九千元、三節・後期高齢者支援金分現年課税分二千七百五十万四千元は、後期高齢者の医療制度を各保険の被保険者で支援するために、介護保険事業創設時に設けられたのと同じように、国税の中新たに区分されるもので、従来の医療給付費分として徴収する部分を分けて支援金分として徴収するものです。四節・医療給付費分滞納繰越分百万円、五節・介護納付金分滞納繰越分十万円計上し、一目・一般被保険者国民健康保険税の額を一億四千万七千七百七十円といたしました。二目・退職被保険者等国民健康保険税につきましては、対象年齢が七十四歳までだったのが六十五歳未満へ狭められたことで前年度より減少し、一節・医療給付費分現年課税分で五百七万円、二節・介護納付金分現年課税分で七十五万一千円、三節・後期高齢者支援金分現年課税分二百六十七万七千円、四節・医療給付費分滞納繰越分で一千円、五節・介護納付金分滞納繰越分で一千円計上し、二目・退職被保険者等国民健康保険税の額を八百五十万円といたしました。

二款・使用料及び手数料は、費目設置でございます。

三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金一億八百八十六万六千元は、一般被保険者に係る保険給付費、平成二十年三月分の旧制度である老人保健医療費拠出金一ヶ月分、介護納付金、新設の後期高齢者支援金、病床転換支援金のそれぞれ約三四％が交付されるものでございます。二節・過年度分は、費目設置でございます。三目、一節・高額医療費共同事業負担金三百二十一万円、四目・特定健診・特定保健指導負担金は、二十年度から保険者に義務付けされた健診事業に対する負担金で六十三万円計上し、一項・国庫負担金の総額を一億一千二百七十万六千円といたしました。二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金、一節・普通調整交付金三千三百二十八万円、二節・特別調整交付金一千六百万円を計上し、二項・国庫補助金の総額を四千九百二十八万円といたしました。

四款、一項、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分として一千六百九十九万四千元、二節・過年度分一千円を計上し、

療養給付費交付金総額を一千六百九十九万五千円といたしました。

五款・前期高齢者交付金は、制度改正により共同事業として取り扱われるもので、八千三百三十万六千円計上いたしました。

六款・県支出金、一項・県負担金、一目、一節・高額医療費共同事業負担金三百二十一万円、二目、一節・特定健康診査・特定保健指導負担金六十三万円計上し、県負担金の総額を三百八十四万円といたしました。二項・県補助金、一目・財政調整交付金、一節・財政調整交付金二千二百七十四万五千円、二節・特別調整交付金三百十二万八千円を計上し、二項・県補助金の総額を二千五百八十七万三千円といたしました。

七款、一項、一目、一節・共同事業交付金一千二百八十四万三千円、二目、一節・保険財政共同安定化事業交付金六千九十二万六千円計上し、共同事業交付金の総額を七千三百七十六万九千円といたしました。

八款・財産収入、一項・財産運用収入、一目、一節・利子及び配当金六十万九千円は、財政調整基金の運用利子でございます。

九款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金、一節・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）一千万円。これは、低所得者に対する国保税軽減額を、県と町で補填するもので、国保税軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れるものとございます。二節・保険基盤安定繰入金（保険者支援分）四百万円。これは、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減する制度でございます。一節・一般会計から国保特別会計に繰り入れるものとございます。四節・出産育児一時金等繰入金九十万円、五節・財政安定化支援事業繰入金八百八十五万六千円を計上し、一項・一般会計繰入金の総額を二千三百七十五万六千円といたしました。二項・基金繰入金、一目、一節・財政調整基金繰入金は、費目設置でございます。

十款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金四百万円、二目・退職被保険者等繰越金一千円を計上し、繰越金総額を四百万一千円といたしました。

十一款・諸収入、二項・雑入は費目設置でございます。
次に歳出を申し上げます。

十二頁をお開きください。

一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費三百六十八万一千円は、事務費でございます。二目・連合会負担金十七万九千円計上し、一項・総務管理費の総額を三百八十六万円といたしました。二項・徴税費、一目・賦課徴収費、十一節・需用費二十一万八千円、十二節・役務費二万一千円、二目・納税奨励費、八節・報償費十六万五千円、十九節・負担金、補助及び交付金二万円計上し、二項・徴税費の合計を四十二万四千円といたしました。三項、一目・運営協議会費、一節・報酬一万四千円、九節・旅費二万一千円計上し、三項・運営協議会費の合計を三万五千円といたしました。四項、一目・趣旨普及費、十九節 負担金、補助及び交付金九万一千円、国保事業の趣旨等の広報に係る負担金でございます。

二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費で二億九千七百四十四千円、二目・退職被保険者等療養給付費で二千四百六十四万六千円を計上。これは、一般・退職被保険者分のいずれも、医療費の現物給付でございます。平成十九年度の実績見込みを基に推計いたしております。三目・一般被保険者療養費六十九万三千円、四目・退職被保険者等療養費四万三千円は、いずれもコルセット等の現金給付分、及び柔道整復師施術の現物給付分でございます。五目・審査支払手数料八十五万七千円、六目・レセプト電算処理システム手数料一万一千円計上し、療養諸費の総額を三億一千七百三十二万四千円といたしました。二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費二千九百七十四千円、二目・退職被保険者等高額療養費百八十一万九千円を計上し、二項・高額療養費の総額を三千九百九万三千円といたしました。三項・移送費、一目・一般被保険者移送費三十五万円、二目・退職被保険者等移送費七万円を計上し、三項・移送費の合計を四十二万円といたしました。四項・出産育児諸費、一目・出産育児一時金百四十万円の計上、五項・葬祭諸費、一目・葬祭費八十万円の計上でございます。

三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金二百五十四万四千円、二目・老人保健事務費拠出金で十五万八千円は、二十年三月分の、一ヶ月分が従来の老人医療制度が適用されるもので、一項・老人保健拠出金の総額を二百六十九万八千円計上いたしました。

四款、一項・前期高齢者納付金は、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の医療費を、県レベルで平準化することで小規模国保の経営安定を図る目的で、二十年度から制度化されたものでございますが、一目・前期高齢者納付金十三万四千円、二目・前期高齢者関係事務費拠出金九千円計上し、一項・前期高齢者納付金の総額を十四万三千円といたしました。納付金は、前期高齢者の比率で加算、減算があり、当町は全国平均より高いため、納付額は少なくなっております。

五款、一項・後期高齢者支援金は、七十五歳以上の後期高齢者の医療費を国保保険者が負担するもので、一目・後期高齢者支援金五千八百十四万四千円、二目・後期高齢者支援金事務拠出金一万円を計上し、一項・後期高齢者支援金の総額を五千八百十五万四千円といたしました。

六款・介護納付金は、三千百三十六万二千円を計上いたしました。

七款、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金一千二百八十四万四千円、二目・保険財政共同安定化事業拠出金六千九十二万七千円を計上し、一項・共同事業拠出金の総額を七千三百七十七万一千円といたしました。

八款、一項・保健事業費、一目・保健衛生普及費十万一千円の計上。二項・健康管理センター事業費は、一目・施設管理費で、健康管理センターの維持管理費百十六万円、二目・保健指導事業費三百六十八万三千円を計上し、二項・健康管理センター事業費の総額を四百八十四万三千円といたしました。

九款、一項・特定健康診査・特定保健指導費は、二十年度から保険者に義務付けされたメタボリックシンドロームに焦点を絞った生活習慣病健診に係る事業費の計上でございまして、七節・賃金五十六万八千円、十一節・需用費十一万三千円、十二節・役務費三万円、十三節・委託料二百七十二万八千円、十四節・使用料及び賃借料三万四千円を計上し、一項・特定健康診査・特定保健指導費の合計を三百四十七万三千円といたしました。

十款、一項・基金積立金、一目・財政調整基金積立金六十万九千円を計上。これは、歳入・第七款の財政調整基金の運用利子を積み立てるものでございます。

十二款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金は、いずれも費目設置でございまして。三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金で八百万円の計上。これは、歳入の第三款・国庫支出金、財政調整交付金の特別調整交付金のうち、へき地診療所運営費分を診療所特別会計に繰り出すものでございます。

十三款・予備費を四百八十七万二千円計上しております。

以上、予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） 次に、議案第二三号、平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第二三号、平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計予算についてご説明いたします。

二十年四月から老人医療制度が、後期高齢者医療制度へ移行するため、本予算は、二十年三月診療分のみの取り扱いとなります。なお、医療現物給付費請求遅れの時効期限である、平成二十二年度までで本特別会計は廃止されます。

第一条に示しますとおり、予算総額は、歳入歳出それぞれ四千四百二十八万六千円で、前年度当初予算の約九%の予算規模となっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

四頁をお開きください。

一款、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金二千二百一十九千円、医療費の五〇%が交付されるものです。二目・審査支払手数料交付金十五万八千円を計上し、支払基金交付金の総額を二千二百七十七千円計上いたしました。

二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金一千四百六十七万九千円、第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金三百六十七万円の計上は、いずれも第一款と同様、歳出・第二款の医療費総額に対して交付されるもので、国庫支出金は、医療費総額の三分の一、県支出金は、十二分の一がそれぞれ交付されるものでございます。過年度分は、いずれも費目設置でございます。

四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金七十五万八千円は、県支出金と同様に、医療費総額の十二分の一の町負担分が主なものでございますが、繰越金と相殺して不足分を繰り入れております。

五款、一項、一目・繰越金三百万円は、前年度からの繰り越しを見込んでおります。

六款・諸収入、一項・雑入は、費目設置でございます。

次に歳出について申し上げます。

一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費は、十三節・委託料で主に、国保連合会、社保支払基金への委託料として八万七千円を計上しております。

二款、一項・医療諸費、一目・医療給付費四千三百万円を計上、二目・医療費支給費百三万六千円は、高額医療費・補装具・移送費・施術等の現金給付分でございます。三目・審査支払手数料十六万一千円計上、医療諸費の総額を四千四百九十九万七千円といたしました。

三款・諸支出金、一項、一目・償還金及び二項・繰出金、一目・一般会計繰出金は、いずれも費目設置でございます。以上、予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） 次に、議案第二四号、平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第二四号、平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、第一条に示すとおり、歳入歳出それぞれ三億三千百三十一千円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、約三・四％の増額となっております。今年度は、第三期計画の最終年度であり、二十一年度からの第四期計画を策定する年でございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開きください。

第一款・保険料、一項・介護保険料、一目・第一号被保険者保険料四千六百二十五万九千円を計上、算出基礎としましては、保険料算出基準所得段階における段階別の最新の被保険者数を、平成十九年の所得状況で推計し、算出しております。

第三款・使用料及び手数料、一項・手数料は、保険料納付証明手数料、保険料督促手数料で、いずれも一千円を見込んでおります。

第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金五千三百二十九万八千円の計上。これは、歳出の第二款で計上しております保険給付費の見込額三億一千九万六千円に対しまして、国庫負担率を施設サービス給付費分について一五％、その他分について二〇％で計上いたしております。二項・国庫補助金、一目・調整交付金三千四百十二万一千円は、同じく保険給付費見込額に、過去の実績を加味した調整交付金見込率で計上しております。二目・地域支援事業交付金（介護予防事業）百十一万三千円を計上。これは、地域支援事業の介護予防事業分の補助金であり、補助対象額に対し、国の負担率二五％で算出した額であります。三目・地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）百八十万四千円は、同じく地域支援事業の包括的支援事業、任意事業分の補助金であり、補助対象額に対し、国の負担率四〇・五％で算出した額であります。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金四千七百五十一万四千円は、国庫負担金と同様に歳出の保険給付費見込額三億一千九万六千円に対し、施設サービス給付費分一七・五％、その他分一二・五％の県負担率で計上いたしております。三項・県補助金、一目・地域支援事業交付金（介護予防事業）五十五万六千円は、国の半分の負担率一二・五％で計上いたしております。二目・地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）九十万二千円も、同じく国の半分の負担率二〇・二五％で計上いたしております。

第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金九千六百十六万六千円は、第二号被保険者の負担金分で、保険給付費見込額に対し、交付率三一％分を計上いたしております。二目・地域支援事業交付金百三十八万一千円は、介護予防事業の補助対象額に対し、同じ交付率三一％分を計上しております。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金三千八百七十七万四千円は、給付費に対しての町負担金分で一二・五％分を計上しております。二目・地域支援事業繰入金（介護予防事業）は、県費と同額の五十五万六千円でございます。三目・地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業）も、県費と同額の九十万二千円を計上しております。四目・その他一般会計繰入金四百二十五万一千円は、一般事務及び地域支援事業事務費等の経費分を計上しております。二項・基金繰入金、二目・介護保険給付費準備基金は、費目設置でございます。

第九款・諸収入、二項、一目・預金利子三万二千円は、基金の預金利子分を計上しております。四項・雑入の四千円はいずれも費目設置でございます。五項・サービス収入、一目・予防給付費収入二百四十万円は、要支援者に対する介護予防ケアプラン作成に伴い、地域包括支援センターへ給付されるものであり、介護予防給付対象者五十名に対する介護報酬であります。

第十一款、一項、一目・寄附金一千円の計上は費目設置でございます。

第十二款、一項・繰越金、一目・前年度繰越金百万円の計上は、前年度からの繰越金を見込計上しております。次に歳出を申し上げます。

十頁をお開きください。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費二百八十二万二千円は事務費でありまして、二十年度は、次年度からの第四期計画の策定業務が必要で、その委託料が主なものでございます。二項、一目・賦課徴収費二万一千円は、保険

料徴収事務に係る経費を計上いたしております。三項、一目・介護認定審査会費百九十八万二千元は、介護認定審査会に係る事務費でありまして、佐世保市・小値賀町が介護認定審査会を共同で設置しており、その共同経費分に対しての、当町負担分百九十三万二千元を十九節に計上しております。二目・認定調査等費百五十六万三千元。これは、要介護認定の審査に係る事務費であり、十二節・役務費の主治医意見書作成手数料九十九万八千元と、十三節・委託料の訪問調査委託料四十四万二千元が主なものでございます。

第二款・保険給付費、一項、一目・介護サービス等諸費二億五千九百四十八万一千円は、要介護認定により、要介護一以上の被保険者に対し行う保険給付費でございます。その内容としましては、居宅介護サービス給付費で、六千六百五十四万二千元。これは、訪問介護、通所介護、短期入所に係る給付が主なものです。施設介護サービス給付費で、一億五千七百六十八万八千元。これは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している人に係る給付です。居宅介護福祉用具購入費で二十一万六千元。入浴補助用具、ポータブルトイレ等が主なものです。居宅介護住宅改修費で、百八万円。段差解消、和式から洋式トイレへの変更、手すり取り付け等があります。居宅介護サービス計画給付費で、一千八万円。これは、ケアマネージャーがサービス受給者に対し、サービスの計画を立てるときに給付されるものです。地域密着型サービス給付費で、二千四百四十九万五千元。これは、認知症高齢者グループホームの入居者に対し給付されるものです。二項、一目・介護予防サービス等諸費二千四百九十四万六千元は、要介護一及び二と認定された被保険者への保険給付費であります。サービス内容は、介護サービスに準じながら、介護度が進まないように予防の観点から行うサービスでございます。三項・その他諸費、一目・審査支払手数料三十七万七千元は、介護保険給付費の支払いに係る、審査支払処理手数料分を計上しております。四項・高額介護サービス等費、一目・高額介護サービス費六百六十万円は、介護サービスを利用した被保険者の自己負担金（一割分）が、著しく高額になった場合に、一定額を超えた分を高額介護サービス費として、支給することになっており、その費用分を見込計上いたしております。二目・高額介護予防サービス費六万円は、同じく要支援者の分を見込計上しております。五項・特定入所者介護サービス等費、一目・特定入所者介護サービス費一千八百六十七万二千元は、施設入所者のうち低所得者について、所得に応じた負担限度額と基準費用額との差額分を補足給付するものです。三目・特定入所者介護予防サービス費六万円は、同じく要支援者の分を見込計上しております。

第三款、一項、一目・財政安定化基金拠出金三十万二千元は、県が設置しております、財政安定化基金への町の拠出分で、

平成十八年度から二十年度までの、三カ年分の介護給付費見込額の合計に、拋出率〇・一％を乗じて算出し、そのうち町拋出分の三分の一を予算計上いたしております。

第五款、一項、一目・介護予防事業費は、主に介護度が付く前の特定高齢者向けの事業ですが、二十年度から始まる特定健診の際に、六十五歳以上の方に対しては、もれなく生活機能評価等の追加検査項目が義務付けられたため、その検査委託料を計上しております。七節・賃金四十万六千円、八節・報償費十万円、十一節・需用費十六万一千円、十二節・役務費一万円、十三節・委託料四百三十八万八千円、十四節・使用料及び賃借料一万円、十九節・負担金、補助及び交付金十八万六千円を計上し、介護予防事業費の額を五百二十六万一千円といたしました。二項・包括的支援事業・任意事業費は、一般高齢者向けの事業や町単独の高齢者事業、地域包括支援センター事業でございますが、一目・包括的支援事業三百三十五万七千円は、八節・報償費一万円、九節・旅費四万八千円、十一節・需用費十三万八千円、十二節・役務費六万二千円、十三節・二百八十七万五千円、十四節・使用料及び賃借料二十一万六千円、二十七節・公課費八千円の計上でございます。五目・任意事業費百七十八万八千円は、十三節、一般高齢者の配食サービス七十五万六千円と、二十節で、重度の要介護者を自宅で介護している家族に対する扶助費百三万二千円でございます。六目・介護予防サービス計画費三百六十八万五千円は、十三節で、要支援者のサービス計画作成を社協に委託する委託料が主なものでございます。

第六款・基金積立金、一項、一目・基金積立金、二十五節・積立金三万二千円は、介護保険給付費準備基金の利子分を積立てるものでございます。

第七款・諸支出金、一項、一目・償還金、二項・繰出金、一目・一般会計繰出金は、いずれも費目設置でございます。

以上、予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午後 二時 二十三分 —

— 再開 — 午後 二時 三十一分 —

議長（横山弘藏） 再開します。

次に、議案第二五号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章）

議案第二五号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

第一条は、「第一表歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額は、九千百万円でございます。前年度当初予算額と比較しますと、二億一千二百七十七万円の減額となっております。

第二条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは、予算説明書七頁・歳入よりご説明いたします。

一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料は、前年度と比較しますと、約百万円減額の、五千五百万一千円を計上、二目・手数料を八万八千円計上、二項、一目・工事収入を百五十万八千円計上。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金は、三千二百四十一万九千円の繰入計上でございますが、起債の償還元利へ交付税算入分一千九百二十万八千円が、一般会計に受けられる予定でありますので、簡易水道特別会計に繰り戻してもらおうこととしております。

五款、一項・繰越金は、前年度繰越見込額百万円の計上でございます。

八款・諸収入、一項、一目・雑入を百万円計上しております。

歳出では、第一款・総務費、第一項・総務管理費、一目・一般管理費は、職員三名分の人件費と、各施設の管理費の計上でございますが、七節・賃金はメーター検針補助員及び各地区の浄水場・配水池の草刈人夫賃でございます。八節・報償費は、六島・大島等の浄水場維持管理の補助員を各地区の方に依頼しておりますので、その謝礼と水道使用料の納付組合に対する謝礼を百五万五千円計上しております。十一節・需用費一千八万八千円の計上は、施設の電気料・薬品代・修繕料等でございます。十二節・役務費四百五十三万四千円の計上は、水質検査手数料等でございます。十三節・委託料で、配管漏水修理業務の委託料二百四十五万八千円、六島の海水淡水化装置メンテナンス委託料で八十四万八千円、水道施設維持管理委託料二百三十三万三千円等、五百五十三万九千円を計上、十四節・使用料及び賃借料は、離島の施設管理に利用する船舶の借上料及び重機の借上料二十七万六千円を計上、十五節・工事請負費は配水管移設工事費六十万円を見込計上でございます。十六節・原材料費は、漏水管及びメーター器の取り替え等の、水道資材三百九十四万九千円を計上しております。十八節の備品購入費は、六島地区の取水ポンプ一台の購入費十九万八千円を計上しております。十九節は説明欄のとおり、水道協会及び会議

負担金等、八十二万三千円の計上でございます。二十二節では例年どおり、城ノ越開田組合十七名分の補償費四万円の計上で、二十七節・公課費一万九千円計上、一款、一項・総務管理費総額を四千四百二十八万二千円としております。

三款、一項・公債費では、昭和五十四年度から借り入れております長期償還金の元金三千百三十四万七千円、利子一千四百七十二万円の計上で、一項・公債費の総額四千六百六十七万七千円を計上しております。

四款、一項、一目・予備費に六十五万一千円を計上し、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額を九千百万円といたしました。

以上、提案理由のご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） 次に、議案第二六号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第二六号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計予算の提案理由及びその概要をご説明いたします。

平成十八年度に採択を受けた、斑地区の漁業集落排水事業は、平成十九年度より管渠工事に着手しておりますが、本年度は管渠工事と処理場の建設工事を予定しております。年度内に処理場を完成させ、来年度には供用を開始したいと思っております。

それでは、予算の内容についてご説明いたします。

第一条は、「第一表歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額は三億六千五百万円でございます。前年度当初予算と比較しますと、八千七百万円の増額計上でございます。

第二条は、起債の規定でございます。第二表地方債に示しますとおり、限度額を一億四千五百万円としております。

第三条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは、予算説明書七頁・歳入よりご説明いたします。

一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料では、前年度並みの二千四十四万七千円を計上しております。
三款・県支出金、一項・県補助金は、斑地区下水道事業に係る漁村再生交付金でございまして、事業費二億七百万円の、六〇％相当額一億二千四百二十万円を計上しております。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金七千万円の計上でございますが、県の促進交付金として漁業集落排水事業で一千六百五十六万円、起債の償還元利への交付税算入分九千六十万円、合計一億一千二百六十六万円が、一般会計に受け入れられる予定でありますので、七千万円を下水道特別会計に繰り戻してもらうことにしております。

五款、一項・繰越金は、前年度からの繰越見込額百七十七万三千円の計上でございます。

六款・諸収入、一項・雑入二百四十八万円の計上は、十九年度事業に係る消費税還付金を見込計上しております。

七款、一項・町債、一目・下水道事業債は説明欄記載のとおり、漁港漁村総合整備事業債一億四千五百万円の計上でございます。

九頁・歳出についてご説明いたします、

一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費は、職員一名分の人件費等を各節のとおり計上しております。十九節では、会議等負担金及び各地区の水洗便所改造資金の借入利子を補給する補助金として、既存分五十三件と新規分十三件を見込計上しております。三目・漁業集落排水管理費、八節・報償費は、処理場日常管理の謝礼として前年並みの三十六万円を計上、十一節以降は処理場の管理費を計上、三目・漁業集落排水管理費として百六十八万六千円計上、四目・農業集落排水管理費は、前方・柳・浜津地区の農業集落排水管理費でございます。前年度当初予算と比較しますと、三十五万三千円の増額計上でございますが、主なものは前方地区の中継ポンプ修繕料の計上でございます。四目・農業集落排水管理費として、四百九十九万五千円を計上しております。五目・公共下水道管理費は、笛吹地区の管理費で、主なものは電気料と電気工作物の点検委託料でございます。公共下水道管理費として、四百六十七万七千円を計上しております。七目・合併浄化槽管理費を各節記載のとおり、管理委託料等百五十九万五千円を計上し、総務費の総額を一千八百八十四万九千円としております。

二款・施設整備費、一項・施設整備費、一目・漁村再生整備費は、斑地区に係る下水道施設整備費でございますが、前年度より実施しております管渠工事と、処理場建設に着手いたします。事業実施に係る経費を各節に計上しております。九節・

旅費を九万円計上、十一節・需用費を百七十五万七千円計上、十二節・役務費を三十七万六千円計上、十四節・使用料及び賃借料は、パソコンリース料等、七十二万五千円計上、十五節・工事請負費に補助対象工事及び単独工事に係る工事費二億四百九十七万五千円計上しております。二十二節、補償、補填金百万円の計上は、管渠工事に伴う水道施設の移転補償費でございます。

三款、一項・公債費で、一目・元金一億八百二十五万九千円を計上、二目・利子二千八百四十六万三千円を計上し、公債費の総額を、一億三千六百七十二万二千元としております。

四款・予備費に五十万六千円を計上し、平成二十年度の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額を、三億六千五百万円といたしております。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） 次に、議案第二七号、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） 議案第二七号、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

国は、離島航路補助金制度の適用事業所に各種の経営改善のための自助努力を厳しく指導しております。これにより、赤字欠損に対する補助率も勘案する等、補助金を削減する方策をとっております。また、利用者の減少等により、事業運営がなお厳しい状況にあります。

一方、経費面では、燃油等の高騰等、昨年度に増して経費の増大が予想されます。これらの諸事情を勘案の上、さらに、なお一層の経費削減に努めながら、本年度の事業運営を行う予定にいたしております。

それでは、内容の説明をいたします。

第一条は、歳入歳出予算の総額の定めてございまして、六千七百七十万円。前年度当初予算比較二百十万円、三・二%の増といたしております。

第二条は、歳出予算の流用に関する規定でございまして。

次に、説明書事項別明細書の七頁から、予算の概要について説明いたします。

歳入では、一款・渡船事業収入、一項・はまゆう営業収入、一目・旅客運賃収入を四百二万八千円、二目・荷物運賃収入を四十九万四千円、三目・郵便物航送収入を二百十三万一千円、四目・雑入を百六十三万二千円計上で、一項・はまゆう営業収入の総額を八百二十八万五千円といたしました。二項・さいかい営業収入、一目・旅客運賃収入七十五万三千円、二目・荷物運賃収入二十一万円、三目・郵便物航送収入四十八万六千円で、二項・さいかい営業収入の総額を百四十四万九千円といたしました。

二款・国庫支出金、一項・国庫補助金、一目・渡船事業費国庫補助金で、一千八百三十三万八千円計上。

三款・県支出金、一項・県補助金、一目・渡船事業費県補助金で、九百九十七万八千円計上。これらにつきましては、過去の欠損額に対する補助率を勘案の上、積算を行っております。

四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金で、二千九百万円計上。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越見込額六十五万円を計上いたしております。

歳出では、一款・渡船事業費、一項・渡船管理費、一目・渡船総務費一千四百四十五万円につきましては、職員二名分人件費一千四百七十九千円の計上が主なものとございます。二目・はまゆう運航費二千六百六十九千円の計上は、船員二名分の人件費一千五百四十八万三千円と、臨時船員の賃金、福利厚生費で百八十四万三千円、十一節・需用費七百九十八万七千円は、燃料費六百七十七万九千円、修繕費九十万円が主なもので、これは燃料費の高騰、船舶修繕を加味してあります。十節・備品購入費については、消火器の購入費二万九千円計上しておりますが、その他につきましては、昨年同様でございます。三目・さいかい運航費一千八百七十三万八千円の計上は、船員二名分の人件費一千五百三十八万八千円と、臨時船員の賃金、福利厚生費で百八十二万五千円、十一節・需用費百二万八千円は、燃料費六十五万六千円、修繕費十五万円が主なものでございます。その他につきましては、昨年同様でございます。これらにより、一項・渡船管理費の総額を五千九百二十五万七千円といたしております。二項・営業費、一目・郵便物取扱費百十八万円の内容といたしましては、大島・納島・六島地区の郵便集配の委託料でございます。

二款、一項・公債費では、一目・元金六百二十四万六千円と、二目・利子五十三万四千円の計上で、二款・公債費を六百七十八万円といたしました。

三款、一項・予備費に四十八万三千円を計上いたしました。これは、各種の軽微な予算増額変更に対応する主旨のものでございます。

以上、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計歳入歳出予算に係る概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） 次に、議案第二八号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 議案第二八号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

国は、平成二十年度診療報酬改定を実施する予定です。

主な改定といたしましては、産科・小児科への重点評価、病院勤務医の負担の軽減、救急医療対策への評価が行われるようです。診療所に直接関連があるものとして、診療報酬本体で〇・四二%の引き上げと、薬価で一・一%・材料費で〇・一%の引下げで、トータルでは〇・八二%のマイナス改定になる模様でございます。あまり大きな影響はないと考えていますが、患者数の減少による影響を勘案した診療報酬の算出、また、医療対策といたしましては、電子内視鏡ビデオシステム配備により、検査体制の整備を柱にした予算編成を行っております。

第一条は、歳入歳出予算の総額の定めでございます。四億二千五百七十三万円（前年度当初予算比七百十三万円、一・七%の増）といたしております。

第二条は、地方債の規定で、医療機器整備に係る地方債借入分で、五百七十万円といたしております。

第三条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から、予算の概要についてご説明いたします。

歳入では、一款・診療収入、一項・入院収入で五千五百五十二万円（前年度比〇・四%減）を計上しております。前年度の実績とこれまでの動向を勘案し、予算化したしております。内訳といたしましては、一目・国民健康診療報酬収入を六百四十万円、二目・社会保険診療報酬収入を五十万円、三目・後期高齢者診療報酬収入三千三百万円、四目・一部負担金を

五百一十万円、五目・その他診療報酬収入を六十万円、六目・標準負担額収入、これは入院に係る食事費分でございますが、六百一十万円を計上いたしました。二項・外来収入は、三億二千二百四十一万円（前年度比四・四％減）を計上しておりますが、入院同様の分析を行い、内訳といたしまして、一目・国民健康診療報酬収入八千六十万円、二目・社会保険診療報酬収入二千二百万円、三目・後期高齢者診療報酬収入一億五千八百八十万円、四目・一部負担金四千七百一十万円、五目・その他診療報酬収入一千三百万円で、五目の内訳といたしまして各種健診分四百八十一万円、生活保護費分三百二十二万円、特老診療分三百七十二万円、学校医分七十三万三千円、予防接種その他六十一万七千円を計上でございます。

二款・使用料及び手数料、一目・使用料、一目・施設使用料で、入院患者の寝具代と医師住宅使用料収入として七十二万円計上、二項・手数料、一目・文書料で、介護保険診断書料、各種診断料などを百四十万円計上し、二款・使用料及び手数料を二百二十二万円といたしております。

四款・繰入金、一目・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金で、へき地直診運営費補助金分を八百万円計上、二目・一般会計繰入金で、離島医師確保補助金百五十万円、医療機器整備分五百七十七万五千円、辺地債・過疎債及び各種へき地診療所に係る交付税措置分として一千百七十二万五千円を計上し、一項・他会計繰入金を二千七百万円（前年度比五〇％増）といたしております。

五款、一目、一目・繰越金は、前年度繰越見込額一千万円の計上。

六款・諸収入、一目・預金利子では、一千万円の計上です。二項・受託事業収入、一目・特定健康診査等受託料五百二十万円計上は、これまでの住民健診が、二十年四月から医療保険者は四十歳から七十四歳の加入者に対して特定健康診査、特定保健指導を実施することが義務付けられたことにより、特定健康診査分の受託料の計上で、一節・市町村国保分四百四十万円、二節・市町村国保以外分八十万円といたしております。三項、一目・雑入、一節・給食収入で、入院患者の付添者等の給食収入三十六万円、二節・雑入で、保険外の医療材料など自費分として百四十一万九千円を計上し、三項・雑入を百七十七万九千円といたしております。

七款、一目・町債、一目・病院事業債五百七十万円の計上は、内視鏡ビデオシステム購入事業に係るもので、辺地債を予定しております。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費の主なものといたしまして、一節・報酬で一万二千万円計

上は、診療所運営協議会委員の報酬二回分でございます。二節から四節までの人件費分は、二名の医師とその他の職員十三名分一億二千五百六万一千円を計上しております。七節・賃金六百六十二万六千円は、看護師・給食・掃除業務・特定健診時の臨時雇い賃金を計上しております。八節・報償費百二十万円は、整形外科来、泌尿器外来及び土・日曜当番医の応援に係る医師診療謝礼を計上しております。九節・旅費十五万二千円は、各種協議会、補助金申請ヒヤリング出席のための旅費を計上しております。十一節・需用費は、八百四十万二千円の計上。十二節・役務費で、通信運搬費、各種保険料等二百七万一千円を計上。十三節・委託料は、施設の管理・保守点検及び各種業務委託料として一千八百二十二万九千円の計上でございます。十四節・使用料及び賃借料は、各種事務機器のリース料と借上料四百一十八千円の計上。十八節・備品購入費で消防設備機器等の庁用備品として百九万三千円の計上。十九節・負担金、補助及び交付金は、各種協議会負担金と心臓・肝臓・泌尿器科、整形外科並びに眼科に加え、精神科を住民課所管から診療所へ移行し、医師も長崎の、みちのお病院から長崎県精神医療センターに変更となります。以上の専門外来医師招へい負担金、旅費補助の五百五十三万六千円計上し、一項・総務管理費を一億七千二百七十一万四千円といたしました。二項、一目・研究研修費は、百一十二万二千円の計上で、これらにより、一款・総務費は、一億七千三百九十二万六千円（前年度比三・六％減）となります。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費二千五百二十一万三千円の計上は、十一節・需用費で医療機器の修理代三百五十万円計上。十二節・役務費で医療機器の故障に備えた保険料二百四十九万五千円計上。十三節・委託料でCTスキャナー、X線診断装置、医療ガス設備の保守点検料として二百八十九万八千円の計上。十四節・使用料及び賃借料で在宅での医療酸素濃縮器リース料四台分、その他医療機器リース料として四百十万二千円計上。十八節・備品購入費で、電子内視鏡ビデオシステム一千百五十五万円、その他で六十六万八千円の計上でございます。現在使用している電子内視鏡ビデオシステムは、平成七年度導入したもので十二年が経過しており、故障の可能性も高く交換部品も製造されていない状況であり、今回導入を計画いたしました。二目・医薬品衛生材料費二億八百六十万円は、十一節・需用費で薬品代を一億九千万円、衛生材料費六百二十万円、検査用試薬代七百万円、酸素ボンベ代三十万円及び血液代五十万円の、計二億四百万円を計上。十二節・役務費で、各種送料とホルター心電計の解析及び外注検査料として四百六十万円を計上いたしました。三目・寝具費は三十五万円計上し、一項・医業費を二億三千四百六十六万三千円といたしました。二項、一目・給食費では、十一節・需用費で厨房の消耗品費、燃料費、入院患者の給食に係る材料費など四百五十万円を計上し、二款・医業費は、二億三千八百六

十六万三千元（前年度比五・九％増）でございます。

三款、一項・公債費では、長期借入償還金の一目・元金一千百十九万三千元、二目・利子六十八万一千円の計上で、一項・公債費を一千百八十七万四千元（前年度比四・四％増）といたしました。

四款・予備費に百二十六万七千元を計上いたしました。

以上、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出予算に係る概要を説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） 次に、議案第二九号、平成二十年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第二九号、平成二十年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明いたします。

平成二十年四月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行されることに伴い、設置された特別会計でございます。

予算の構成を一言でご説明いたしますと、年金から天引きされる保険料、一般会計繰入金等の歳入を保険者である広域連合へ負担金として歳出するというものがございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四千四十五万一千円といたしました。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。
六頁をお開きください。

一款、一項・後期高齢者医療保険料、一目、一節・特別徴収保険料一千七百四十一万一千円、二目・普通徴収保険料、一節・現年度分四百三十五万二千円を計上し、保険料の総額を二千七百七十六万三千元といたしました。

二款・使用料及び手数料、三款・寄附金は費目設置でございます。

四款、一項・一般会計繰入金、一目、一節・事務費繰入金五百四十三万五千元は、広域連合事務局の人員費等の事務費を二十三市町で分担するため、繰り入れるものとございます。二目、一節・保険基盤安定繰入金一千二百六十七万七千元は、一旦、一般会計で受け入れた国県支出金と町の出し分を合せて繰り入れるものとございます。

六款・諸収入の内、四項、一目、一節・受託事業収入五十六万三千円は、後期高齢者の健康診査業務を保険者である広域連合が町に委託するものでございます。その他の諸収入は、費目設置でございます。

歳出についてご説明いたします。
八頁をお開きください。

一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十二節・役務費は、広域連合との通信ネットワーク使用に係る費用六十三万七千円が主なものでございます。十三節は、窓口処理用のシステム端末等の点検委託料でございます。二項、一目・徴収費、十一節・需用費三十万七千円は、保険料納額通知書等の印刷製本費でございます。三項、一目・健康診査費、十三節・委託料は健康診査委託料でございます。

二款・分担金及び負担金、一項、一目・広域連合負担金、十九節・負担金、補助及び交付金三千八百七十七万円は、広域連合への負担金でございます。

三款・諸支出金は、保険料徴収に誤りがあった場合の還付のためのものでございます。

以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入りますが、本案については、特別委員会を設置して付託する予定でございますので、質疑に関しましては総括的なことにとどめ置き願いたいと思います。

議案第二一号から議案第二九号までの、平成二十年度小値賀町各会計予算について、全会計にわたり、歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 一般会計予算についてお伺いします。五点ほど…。

平成二十年度の歳出予算を前年度と比較しての推移状況を見てみますと、農林水産業費が前年比、一億九千万と大幅に増加しております。国、県の補助が大半だと思えますけれども、何で増加したのか、その趣旨についてお伺いします。

商工費について三千万ほど増えております。農林水産業費に比べればまだまだだという感覚がありますけれども、今回、産業建設常任委員会、この報告においてもですね、「『観光産業を柱とした第一次産業の活性化』と『交流人口の拡大』を当委

員会の課題とする。」としております。町長の観光に対するお考えをお伺いしたい。

教育については、小中高一貫教育が本格的に二十年度から施行されるわけですが、前年度に比べて予算金額が減少しております。一番大きな問題点であります『校舎建設』については、どうなったとか、その関連の予算は無いのかお伺いします。

基金の取り崩しが少なくなる一方で、公債費についてですが、予算書上、十九年度は前年度比九千万の減、二十年度は前年度比約一億二千万の減と、借金返済が順調に推移しております。しかし、今回、補正予算でも出たように、確かに公債費の繰上償還もまあ高い利子の分を早めに返却するという計画的なもので、やむを得ないとは思いますが、一方、将来、花を咲かせるためには、『先行投資』という種を撒いておく必要があります。今後の方針についてお伺いします。

そして、最後にですね、この当初予算案の中で、町長が何を重点的にしたいのか、そういう配慮を見せた点はどこなのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

農林水産業費の一億九千万円余りですね、増の理由ということでございますが、まず、水産関係につきましては、経営構造改善事業ということで、認定漁協であります宇久小値賀漁協の冷凍冷蔵庫の建設ということで、計画に上がっておりますので、その部分の負担金を四千四十七万三千円計上と、燃油高騰対策につきまして五百万の計上をさせていただいております。

それから、直接、産業振興課には関係がございませんが、漁港建設の関係で一億円余り事業が増えているということと、あと農業関係につきましては、専門幹の方から答えさせていただきます。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） まず、農業振興費ですけど、担い手公社の負担金で二百万、そしてリースハウスの建設ということ、食と農」ですけれども、それが一千五百万、二千万の事業なんですけれども、その分の補助事業として一千五百万、そして園芸ビジョン21パワーアップで六百五十八万円の補助です。そして、農地流動化等促進事業として唐見崎地区

のですね、集積に対する補助といたしまして三百六万円。そして出資金で五百万、新規で上げております。

畜産業費ですね、一千五百万上がっておりますけど、これは『おぢか大地』の農業機械の導入に対する補助で一千百万。そして急傾斜地の里山事業ですね、三百八十二万補助事業を実施するようにしております。

そして、農地費で四百十二万ほど上がっておりますけど、工事費の湧水対策で新規で二十五万。そして工事費で市司地区の土地改良工事で四百十五万新規で上げております。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

二点目の観光についてでございますが、一応今回もですね、今年もアメリカのPTPの高校の修学旅行生の受け入れとですね、それから国際音楽祭もあるようでございますし、また、町屋事業の件につきましても、まだ調査中ではございますが、補正ですね、事業をしていきたいと考えております。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 教育に関してお答えいたします。

小中高一貫教育については、当初、県がこの『小中高一貫』を打ち出したときに、県からの委託金等で町の方へ来ておりました。これは現実には町へお金が入るのではなくて、直接、高校と小学校の方へ入っております。で、金額的には六十万から八十万程度です。十九年度が、文科省が長崎県のこのシステムをですね、『新教育システム開発プログラム』ということで、認定をしました。で、当初三年計画ということで国の方が考えておったところ、今年の一月に入って文科省の方から県を通して十九年度でこの指定を取り消しますと、国の方が予算が付かないということになりました。現実に十九年度は高校へ六十万、小学校へ二十万来ておりました。これは県を通して町の財政は通らないで、直接、高校と小学校の方へ配布されております。

で、二十年度については、国の方がこの予算を切りましたので、県の方も今どうするかという、困った状態です。県も一月に文科省からそのような通知が来た関係で、当初予算に組んだということもございません。ただ、実際、二十年度、今年の四月からは小中高一貫教育が具体的にスタートします。で、今後、町としてもこのような取り組みをせっかく、子どもたちの教育のためにどうするかということになりますので、これからは私どもも小中高一貫教育の推進委員会等とも詰め

て行きながら、具体的に町がどのくらいの財源が出せるのか、その辺は財政当局とも協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、この取り組みが県の指定がありますので、当然、町単独の財源ということよりも、県、それから状況によっては国等との協議も必要かと考えますので、そういう面での財源の確保は当然図っていかねばいけないというふうに考えております。

それから、校舎の問題は、昨年十一月に一応町内で、校舎の建設検討委員会というのを立ち上げて、今、校舎の規模等について検討を進めている段階でございます。従来、教室の大きさが規格等でおおむね決められたというような経緯もありますが、文科省等の情報によりますと、校舎の規格についても弾力的な規格ができそうだということも聞いております。

具体的には、従来、普通教室の大きさが七メートル×九メートルという面積をですね、今、少子化になった一学年の児童・生徒数の数を考えたときに、従来四十人学級で、約六十三平方メートルというところが、小値賀の場合は大体三十人を切るような児童・生徒数になっておりますので、そういう教室の規模そのものも今後考えていく必要があるだろうと…。そういうことを踏まえて、規模の点も考えなきゃいけない。

それからもう一つは、推進委員会等で考えている「高校の校舎を最大限に活用させていただきたい。」ということを考えたいときに、これからは県との協議も進めていかなければいけませんので、その辺を踏まえて必要な、最小限度の規模での校舎の建設を考えていく必要があるかと思っておりますので、その辺の、ある程度のかたまりができましたら、いろんな形のもので議会とか地域とか保護者とか、そういうところへの情報提供には努めてまいりたいと思っておりますが、まだそういう具体的な数字が煮詰まっておりますというところが現状でございます。

以上です。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

ちよつと質問の趣旨がよく飲み込めなかったんですけども、起債関係につきましては、これからの見込みというふうなお答えをすればよかったですか…。

すいません。もう一度お願いします。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 趣旨はですね、確かに繰上償還も結構なんです。それはまあ理解できます。この前ですね、補正で繰上償還しました。で、五百万ぐらい浮いたという話です。その趣旨は理解しますけども、ある程度、借金は借金で返していきながらですね、まあ無理に、「無理に…」という言い方はおかしいんですけども、できるだけ借金は借金だけを返す余裕は持って、尚且つ予算は予算で使っていくような、そういうようなやり方が今後はいるんじゃないかと、つまり『先行投資』をしてですね、何か将来に目が出るような、そういうような先行投資に向けてはどうかということが、質問の趣旨です。

これは、町長にお答えをお願いします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休 憩 — 午 後 三 時 二十一分 —
— 再 開 — 午 後 三 時 二十五分 —

議長（横山弘藏） 再開します。

四番（小辻隆治郎） 四点目については、私の思いが少し入りましたので、これは取り消します。

次に、その五点目について、町長がこの予算案についてどういう思いで作成したのか、そのお考えをお伺いします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

今、産業の振興をまずやりたいということで、特に今年の分につきましては、燃油の補助金をですね、是非やりたいと。そして農業関係については、いろいろ先ほど言いましたけれども、『おぢか大地』の設立に伴う助成をしたいと思います。

それから、観光につきましては、先ほども言いましたが、特に野首の百周年の献堂に向けてのイベントはですね、是非やりたいというふうに考えております。それから、観光で先ほども言いましたが、町屋事業につきましては、『株式会社小値賀』ということで、皆様と相談しながらですね、補正事業では是非していきたいと思っております。

それから、建設課関係では、斑の下水道の早期完成、それから県道柳田線の三年目に今年なりますので、全面的なあれはできませんけれども、是非離合所づくりということで、是非それはやりたいというふうに思っております。

それから、フェリーの抜港、それから高速船等につきましてもですね、二十年度は今年着工するというところでございますので、そういう点もですね、いろいろとやりたいと考えておりますので…。

先ほど、小中高につきましては、校舎は建てたいとは思いますが、まだ国庫補助金、それから県との乗り合いの高校の校舎の負担、それから解体費用等がはつきり判らない中で、事業が出来ないという状況でございますので、その点のご理解をさせていただければと思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 今回の当初予算の編成ですね、最高責任者である町長にお伺いを本当はしたいと思つたんですけども、先ほど、小辻議員の答弁ですね、町長の当初予算に対する意思が解りましたので、私の質疑はですね、あえて財政課長に行いたいと思います。

地方財政健全化法がですね、平成二十年度の決算から適用されることはもう財政課長も承知しておると思います。今回の当初予算はやっぱり年間の事業計画を行うことは勿論ですが、地方交付税の動向や、それから先ほど小辻議員の質問にもありましたけども、地方債の起債制限や、また償還計画などを行つてですね、無理のない確実な予算を作成することが何よりも大切だと思っております。

この当初予算に当たつてですね、最初からギリギリな予算を組むのではなく、突発的な災害復旧費とか建設費などに対応するためにですね、ある程度の余裕、つまり『留保財源』が必要ではないかと思っております。この留保財源がですね、当初予算にどのように編成をされているのかお伺いいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

なかなか答えが難しいんですけども、今年度は十九年度と違って一般の通常予算でございますので、二十年度に計画されている事業は当初予算でほとんど入っております。「ほとんど」と言いますが、全部入っているつもりでございます。

これから先出てくるとすれば、例えば、条件付で県補助金が付いたらやるとか、そういうふうなものになつてこようかと思えます。

それと、先ほど言われましたけど、災害復旧事業につきましては、いつ起こるか判りませんので、それは予算計上してお

りませんが、災害復旧工事につきましては国庫補助金等の補助率が高いために、一般財源の持ち出しはそうは、私はないと思っております。

まあ「留保財源」とおっしゃいましたけども、現在、当初予算で組んでないのは、『特別交付税』だけです。一般の普通交付税につきましては予算化しております。それで、特別交付税をどれぐらい見込むかということになりますけども、その特別交付税を一般財源として全額繰り出すような、大きな事業と言いますか、そういうものはないと考えておりますので、あえて「留保財源」と申しますならば、現在予算に組んでおりません『特別交付税』になるうかというふうに思います。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治）

新年度予算につきまして総括的なことを伺います。

自治体が自己決定、自己責任の原則の下に、地域の特性や住民の意向に沿った地域社会を作り上げるための施策を展開できる体制や、基盤整備を目的にした新型交付税制度の導入や、新しい財政再建法制の創設などの地方行政制度改革が進められている中で、予算編成に当たっては、地方交付税、町税、地方債及び国庫補助負担金など、制度改革の動向を的確に把握し、それに沿って歳入額を正確に見積もるとともに、その歳出についても、施策の重点化を図り、効率的に行財政運営を進めることに視点を置き、厳しい財政事情の下で、町政発展と住民福祉の向上に有効な予算編成に当たられたことと思います。

平成二十年度一般会計予算額総額は、二十五億七千万円で、前年度当初予算比五千七百万円減の予算規模となっております。また、特別会計八会計の総額は、十九億八百五十七万五千円で、前年度比五億三百七十四万九千円減で、一般会計・特別会計合わせて五億六千七十四万九千円減額の予算編成となっております。

一般会計総額二十五億七千万円に係る財源を概略分析すると、町税、使用料及び手数料、諸収入ほか、「自主財源」二億七千万円、構成比一〇・五％、地方交付税、国・県支出金、地方債ほか、「依存財源」二十一億八千六百万円、構成比八五・一％、不足財源を補なう財源調達、「基金繰入金」一億一千四百万円、構成比四・四％、以上のように、自主財源の歳入総額に占める割合、自主財源比率が非常に低く、依存財源比率が高い、すなわち財政構造の弾力性を判断する経常一般財源収入に対する経常経費充当一般財源の割合、経常収支比率が高い状況の下での、予算編成に当たった基本姿勢について、次の三点について伺います。

財政収支が非常に悪化し、人件費、物件費、扶助費等が増加し、事業費、維持補修費が圧縮される状態を続けていては、極めて将来の財政運営が危惧されますが、町長はどのように考えておられるのか。

二点目。財政運営について、旧態依然とした前年度実績と積み上げ方式がとられるやに感じられますが、その点についての見解。

三番目。昨年、地域回りによる『住民からの要望事項』に対する予算措置は講じているのか。また今後、行財政改革についての考え。

以上、三点についてお伺いをいたします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

― 休憩 午後 三時 三十五分 ―

― 再開 午後 三時 三十八分 ―

議長（横山弘藏） 再開します。

町 長

町長（山田憲道） 一点目の質問に的確な答えになるか・ならないか判りませんが、修理費とかいろいろの等々につきましては、何ら問題のないというふうに考えております。

それから、昨年と変わらぬ予算の付け方じゃないかというようなご意見ですが、結構いろいろと特色のある予算を組んだつもりでございます。

それから、行革につきましては、行革の方がですね、やっとならと今まとまっておりますね、そしてまた皆様とまた話して実行するということで、全部が全部、一応目は通しましたが、その点については、新しい行革の予算では組んではおりません。

今度できたばかりですから…。そういうことで、その点につきましては、「出来るところから改革はしていきます。」ということと答弁をよろしくお願いいたします。そういうことで…。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加 山 議 員

二番（加山雅徳） 小辻議員さんと松永議員さんの質問にちよつと関連いたします。

先ほど、町長の答弁でもですね、小値賀の新年度の予算の中ですね、それなりの事業はやっているとありますが、新年度予算で約五千七百万ぐらいの減額をされているということについては、評価いたします。

で、内容をですね、先ほど来からいろいろ新年度の事業とか、どういうところに重点を置いてるかということ、町長の答弁の中にもですね、「それなりにやつとる。」ということの答弁やっと思えますが、これはこの事業の中でもですね、主なものでさつきあげられたですね、いろいろごみ焼却場の改修とかですね、今、漁協の経営構造改善事業ですか、冷凍室ですか、そういう従来型つちゅうですかね、そういう形で今までやってきたやつ改修とかですね、増築とか、あと柳とか斑については継続事業ということですね、要するに小辻議員さんが言いたいところも私が言いたいところも大体一緒だと思うんですがね、新しい、要するに町長が考えられとる、「どこに重点を置いて今後まちづくりをしていくか」つちゅうとこをですね、この予算全体で見たときにあまり全体像が描けんわけですね。町民の皆さんがこの予算書を見て今町長は全体それなりに農・漁業、観光、それぞれにやつとると。

しかし、小値賀町をどういう方向にもって行くかつちゅうのがはつきり見えんわけですよ。そこをですね、ひとつはつきり言いまして町長が少ない経費で最大の効果つちゅうことも、所信表明で言われたとおりですね。その投資的経費ということ、投資する先がどういふところ、町長が重点的にどういふ思いをもって金を入れたのかということの説明、見解で結構ですから、ちよつとお聞かせ願えればと思います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 焼却炉の改修ということで、今ですね、県の方では「上五島の方にゴミ等を持ってきてください。」と。それで、収集・運搬、それから処理まで入れると、今からですね、負担金が一億以上かかるんですよ。で、今の焼却炉を補修をして、残飯をですね、別途にした収集の方法を考えた場合、あとはそんなに燃やすですね、結局は延命措置をしたいということ、今からごみ収集だけに毎年一億を出すという金はありません。

そういうことで、その前にまず補修をして、そして分別収集を別途にやりたいというふうには、特に堆肥センターも小値賀にありますので、そういうふうなこともやりたいというふうには考えております。

それから、今、漁業関係等につきましても、いろいろですね、燃油問題についても少し上げてほしいということも言われましたが、宇久小値賀漁協ということで、宇久町ですね、組合員はどうなるんだということ、一応「もう小値賀単独のことだから、すみませんけどその分だけにさせていただきます。」ということ、いろいろですね、あつちを立てればこつちが立たないというようになちよつと考えもありますし、まだまだしたいことは幾らでもあります、あんまり無理をせず

にこつこつです、やるということが一番いいんじゃないかというふうには私は思っております。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 私の質疑の仕方が悪いと思うんですが、要するにですね、私が町長に答弁してもらいたいのではなく、もう簡単に、ざっくりばらんに言えばですね、例えば、小値賀の基幹産業がはっきり言って第一次産業、農業・漁業ですね、それで、町長が先ほど来から古民家事業とか、観光とか、もろもろ言われとるですたいね、主にそっちの方に重点うちゅうか、全体においとる中で、そういう事業の方に新規事業として二百万ほど予算を上げてますたいね。

だから、要は農業・漁業の方にですね、それなりの町長が前から言よつた、例えば、水産業にしてみれば加工工場とかです、昨日のテレビでもありよつたごと、養殖業とかですね、そういうふうな調査・研究、まあ古民家と一緒にしたいな形で調査・研究とかですね、そういうハード面をせろじゃなくして、もうちよつと希望の持てるような予算をしていただきたかったなあと、思いよるわけですよ。

だから、そういうことで、最終的にはそれを聞きたかつたわけです。それについて見解をお願いをいたします。

八番（立石隆教） 議長、休憩をお願いします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	三時	四十七分	—
—	再開	午後	三時	五十二分	—

町 長

議長（横山弘藏） 再開します。

町長（山田憲道）

加山議員さんの質問にお答えいたします。この件につきましてはですね、実は五年前に漁協の理事会の方にですね、前の課長も一緒に、それから三・四人で一応座算会というところで行った経緯がございます。そのときに、加工場ということ、「それは斑の方の大敷で小魚が上がると、それで斑の人を雇ってもらいたいし、加工場用地もあるんだから…」ということ、話に行きました。

そういうところでしたところ、私たちのあれでは低温加工場を作って、そして三枚に下ろして、そして真空パックして、トンネルフリーザーでやっておりますね、マイナス六十度の冷凍庫に入れた場合に、実際ですね、「刺身なんかはスーパーで買いますよ。」ということ、そういうこともあったんですから、お願いに行つた経緯があつたんですが、「漁協では経営

が出来ない。」ということ帰って来た経緯があります。

それから、小値賀の五箇所ぐらいの海底のあれで、アクアリングをいろいろ好きな人たちがおりますので、「是非お願いしたい。」ということも言われたんですが、その件についても「ちよっと待つてほしい。」というような感じですね…。

そういうことで、いろいろとおっしゃっていただいていることはよく解るんですけど、今はそういうことができないという状態ですので、その点を理解してもらえればと思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

特別委員会も開かれる予定にもなっておりますので、総括的になるべく全体的な質問でよろしくお願いしたいと思います。
ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） ほかに質疑もないようですから、おはかりします。

議案第二一号から議案第二九号までを、この際、議長を除く九人の委員で構成する『予算特別委員会』を設置し、これに付託して、なお期間は、会議規則第四十六条第一項の規定により、三月七日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二一号、平成二十年度小値賀町一般会計予算、議案第二二号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算、議案第二三号、平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計予算、議案第二四号、平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計予算、議案第二五号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算、議案第二六号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計予算、議案第二七号、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計予算、議案第二八号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第二九号、平成二十年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算の九件については、議長を除く九人の委員で構成する『予算特別委員会』を設置し、これに付託して、三月七日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。

おはかりします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定により、松永勇治議員、立石隆教議員、伊藤忠之議員、岩坪義光議員、浦 英明議員、小辻隆治郎議員、土川重佳議員、加山雅徳議員、宮崎良保議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。

予算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第八条第二項の規定及び第九条の規定により、互選していただきます。

しばらく休憩します。

―	休憩	午後	三時	五十六分	―
―	再開	午後	三時	五十七分	―

議長(横山弘藏) 再開します。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので報告します。

委員長に立石隆教議員、副委員長に岩坪義光議員、以上のとおりであります。

議長(横山弘藏) しばらく休憩します。

―	休憩	午後	三時	五十七分	―
―	再開	午後	四時	六分	―

議長(横山弘藏) 再開します。

日程第十一、議案第二号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 議案第二号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

職員の勤務時間は八時半から五時十五分までとなっております。途中十二時から十五分間、午後三時から十五分間の二回
休憩時間を設けておりますが、休憩時間は正規の勤務時間に含まれます。休憩時間は十二時十五分から午後一時までの四十
五分となっております。休憩時間の制度は国家公務員に準じて取り入れておりますが、国においては、民間企業においてこ
の制度が普及していない現状にかんがみ、廃止をし、休憩時間を原則六十分とするよう変更するとともに、地方自治体でも
これに準ずるよう指導がっております。

したがって、小値賀町においても休憩時間を廃止し、休憩時間を一時間とするために条例を改めるものでございます。

これによって一日八時間、週四十時間の勤務時間を確保するために、現行午後五時十五分までの勤務時間を、五時半まで
十五分間延長するものであります。

なお、妊産婦、子供の養育や親の介護を必要と認めるときは、公務に支障のない範囲内で休憩時間を最短四十五分間とし
て、最大十五分間の遅出、或いは早帰りをすることができるとしております。

附則として、平成二十年四月一日から施行するとしております。

最後に条例の新旧対照表を添付しておりますので、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にしていただき
たいと思います。

以上で提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松 永 議員

九番（松永勇治） 私の解釈が間違いかも知れませんが、一応お尋ねします。

本条例の第六条第一項の改正は、現行条例「勤務時間が六時間を超え、八時間未満の場合は四十五分、八時間を超えると、
一時間」ということでございまして、それを「六時間を超える場合は、一時間の休憩時間」に改正されているにも関わらず

ですね、第二項の規定中、「六時間を超え、八時間以下の場合、休憩時間を四十五分以上一時間未満とすることができ。」という規定がですね、私にはどうもピツシヤリと解釈が出来ないわけですが、ご説明をお願いいたします。

「六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合には一時間の休憩」つちゆうことで、これは六時間を超えるつちゆうだけでの、時間になつてるようですけどね、そうした場合に、その二項の解釈がですね、どうもまた何か元に戻るような感じがするんですけども、その点、説明をしてください。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 二項の追加はですね、先ほど、提案理由で説明しましたように、妊産婦とか、子どもの養育や親の介護を必要と認めるときはですね、公務に支障が無い範囲内で休憩時間を最短四十五分間、最高一時間取れるということ、その分、遅出、或いは早帰りをすることができるということでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

九番（松永勇治） 議長、休憩をお願いします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	四時	十一分	—
—	再開	午後	四時	二十一分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第二号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第三号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長(西村久之) 議案第三号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

今回の改正は、「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成十八年法律第八十三号)が、平成十八年六月二十一日に、また、「国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令」(平成十九年政令第三百二十四号)が、平成十九年十月三十一日に公布され、平成二十年四月一日から施行されることに伴う改正でございます。

第三条は、今回の改正で第十九条を追加したことにより、条文を追加するものでございます。

第九条は、国民健康保険税の納税義務者で、年齢が六十五歳以上の年金受給者から、年金を受給する際に特別徴収することによる「徴収の方法」を追加するものでございます。

第十条は、法改正に伴い「普通徴収」の納期に変更するものでございます。

第十一条は、法改正に伴う関係条文を変更するものでございます。

第十二条から第二十条までは、法改正に伴い「国民健康保険税の納税義務者で年齢六十五歳以上の年金受給者に対する特別徴収に関する条文」を追加するものでございます。

まず、第十二条は、当該年度の初日及び四月二日から八月一日の間に、特別徴収対象被保険者となった場合について定め

たものでございます。

次に、第十三条は、「特別徴収義務者の指定等」について定めたものがございます。

次に、第十四条は、「特別徴収税額の納入の義務等」について定めたものがございます。

次に、第十五条は、「被保険者資格喪失等の場合の通知等」について定めたものがございます。

次に、第十六条は、「既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収」について定めたものがございます。

次に、第十七条は、「新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収」について定めたものがございます。

次に、第十八条は、特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなった場合の「普通徴収税額への繰入」について定めたものがございます。

次に、第十九条は、「国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額」が確定していない場合の「徴収の特例」について定めたものがございます。

次に、第二十条は、「徴収の特例に係る税額の修正の申出等」について定めたものがございます。

第二十一条から第二十六条については、現行の「第十一条」「第十二条」「第十三条」「第十四条」「第十五条」「第十六条」を、「第二十一条」「第二十二条」「第二十三条」「第二十四条」「第二十五条」「第二十六条」にそれぞれ変更するものがございます。

附則第二項、第三項、第四項は、法改正による適用条文の変更でございます。

附則第九項、第十一項、第十四項、第十六項は、法改正による適用条文の変更及び追加でございます。

附則第十七項、第十八項は、法改正による適用条文の変更でございます。

施行期日は、平成二十年四月一日、ただし、附則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

適用区分については、新条例第十七条の規定は、平成二十一年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、その他、改正後の小値賀町国民健康保険条例の規定は、平成二十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

経過措置として、平成十九年十月一日において、平成十九年度分の国民健康保険税の納税義務者が、平成二十年四月一日から同年九月三十日までの間に、「特別徴収対象年金給付」が支払われる場合には、平成十九年度分の国民健康保険税額に

相当する額を特別徴収の方法で徴収することができるとする。

以上、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の概要を説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） この条例の改正は大体『特別徴収』のことについて改正されてるようですが、これは町民税同様に、学校とかというように、そういうようなところに特別徴収を指定するつちゅう、一言で言えばそういうことでしょうか？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 議員さんおっしゃるとおり、年金の方から特別徴収するというところでございます。

現在、国民年金を受給されてる方ですね、その年金を受給する際にその税額を引くということになります。
今度からですね…。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第三号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第四号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(中川一也) 議案第四号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

昭和五十七年に老人保健法が制定されて二十五年が経過し、「高齢者の医療の確保に関する法律」に移行し、平成二十年度から施行されます。

このたびの改正は、その法律改正に伴うものでございます。

第四条の二第一項の改正は、国保制度内での七十五歳以上の高齢者及び六十五歳以上の一定以上障害者等に対する老健法の規定による医療自体がなくなるということであり、

同項第一号、第二号の改正は、乳幼児の自己負担軽減対象を三歳未満から義務教育就学前まで延長するものでございます。

第三号は、七十歳以上七十五歳未満の方の窓口負担を原則一割から二割に上げるものでございます。これにつきましては、一年間の凍結が決まっております。

第四号は、七十歳以上七十五歳未満の方のうち、いわゆる現役並み所得者に対する負担でございしますが、これも今まで老健法の適用を受けていた六十五歳以上、七十五歳未満の一定以上障害者の方を適用除外する変更でございします。

第六号は、葬祭費についても、出産育児一時金と同様に国保以外の保険から給付がある場合、国保から二重に給付は行わないことを明記するものでございます。

第七号は、国保に対する特定健診・保健指導を義務事業として明記しております。

附則で、施行日を平成二十年四月一日からにしております。

最後に、新旧対照表を添付いたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第五号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第五号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

本条例は、小値賀町の次代を担う児童の確保を図るため、平成九年十二月に制定され、ＵＩターナー者等に対する事例に対応するため、平成十八年九月に一部条例改正をいたしております。

現在までに三十八名に一千四百二十万円が支給されております。

本条例は、例えば、小値賀で結婚して三つ子を儲けたり、年子で三人の子を儲けた場合、五年未満であれば出生時に支給対象者となりません。

このたびの改正は、本来の目的である少子化対策という点で、本道とも言える事例で該当しないことは、本条例の大きな不備だと考え、改正するものであります。

第二条二項を新に、町内に住所を有してから三人以上を出生した場合は、五年未満でも支給するということにいたしました。それに関連して現二項を四項にいたしております。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成二十年四月一日から適用するとしております。

なお、最後に条例案の新旧対照表を添付いたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 第二条の一項ですね、「定住の意志をもって本町内に五年以上住所を有する者であつて、」と謳ってですね、二項でそれを否定するような、「定住の意志をもって、：五年未満であっても、」というふうに、第二条で何か覆したような条文になつとるわけですけど、これはちょっとおかしいんじゃないですか？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

第二条の一項で「五年以上」というのを謳って、その二項でそれを否定するということに関しての、松永議員の条例の作り方がおかしいんじゃないかというご質問でございますが、二項で、「ただし書き」と言うか、例外として表現する場合は

そういう作り方でもいいのではないかと私は考えております。

条件を付す場合であれば、それは可能ではないかというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 二項を作らずにですね、「ただし書き」を付けるとすれば、二条の一項の中で「ただし書き」を入れてもいいんじゃないかなあと…。そうした場合には、省略一、省略二のですね、「町長が認める者」となるとるわけですよ。

ですから、その中で「ただし書き」を作つとけば、二項はですね、どうもこりやあちよつと見た場合、おかしかつてすよね。感じが…。

ですから、一項に「五年以上」つちあるから、二項で「未満であっても」つちゆうことになつとでしようけれども、「どうしなさい。」とは言いませんけど、ちよつとこのままの規定ではちよつと解釈がし難い。

今、課長が言うように、「ただし書き」を入れるとすれば、第二条の条文の後に「ただし書き」を入れて、それは省略されておりますけど、二号が、「町長の認める者」となるとるわけですたいね。

ですから、「であっても」つちゆうことは、これは「ただし書き」を二条の一項の中に入れて、そして一号・二号で、町長の判断ということとで…。

私は「そうしなさい。」とは言いませんけど、そういうことです。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休 憩	午 後	四 時	三十九分	—
—	再 開	午 後	四 時	四十三分	—

住 民 課 長

議長（横山弘藏） 再開します。
住民課長（中川一也） お答えいたします。

松永議員のおっしゃるように、第二条の一項の中で、「ただし書き」で謳うという方法もあるかと思いますが、二項に特別に謳った理由はですね、「五年未満」という中で、五年未満であっても全員を対象にするというわけではなくて、今回、想定されるケースについてですね、条例の改正の必要があったということ、五年未満であっても、最初から小値賀で子どもを産んだ人、その五年未満であっても、三人が三人とも小値賀で産んだ人という、そういう趣旨でこの条例の改正案は出

しております。

そういうことで、二項にこうして改めて謳った、特に限定したために、二項で謳っております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） この問題は、作ってから一部、改正を十八年にやっておりますが、非常にオリジナルな条例でありますから、なかなか考えられるケースが後から出てきて、「こういう場合はどうなるんだ。」ということで、改正・改正という形をとってきております。

で、前回の十八年度改正の場合は、これに該当する特定の人間というのが想定されたということから、改正ということになりましたが、今回の場合においてもそういう想定されるものがあるんでしょうか？

緊急にそれはやらなければ、不公平が生じるというようなことが起こってるのかどうか、まず伺います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

五月にそういう事例が発生する見込みになっております。一件ですけれども…。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 十八年度改正の時期に起こった問題についても、その人は定住の意志をもっておりますし、多分ずっとここに住むであろうと考えられます。結果的には、今度五月の方とも同じ結果になる可能性は十分にあります。

そこで、片方は半分の適用で、片方は全額適用になるということが不公平ではないのかということとは、一つ引かかる問題であります。そのことについてはどう考えますか？

更にもう一点。附則のところ、四月一日より適用するということですが、もし仮に十八年のその段階まで救おうとすれば、そこに遡及して、所謂、『遡及適用』ということが可能なのか・不可能なのか、その件について検討しておれば、伺います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

前回、十八年度のケースと今回のケースの場合に、一番違うのは、もうよそでお子さんを産んで来られて、小値賀で三人

目だけを産んだケースと…。

で、今回の改正は、小値賀で結婚式を挙げて五年未満で三人を産んだケースというふうなことで、これはどうみても、この本来の目的の、「少子化対策」と言うか、そういう面では今回のケースは絶対に落とせないというふうに考えました。前回のケースにつきましては、『賛否両論』が多分にあったかと思っております。

ただ、この「五年以上」というのを完全に撤廃するのであれば、その時と今と、特に社会情勢が変わったわけではなく、解釈の相違だけで動くのであれば、場合によっては『遡及』は可能だというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） おっしゃるように、厳密な意味におけば、十八年度の場合と今年度の五月の場合とは違うということですが、勿論、その違うということは承知をしておりますけれども、じゃあ、この出生祝金の『趣旨』というところまで戻っていくと、どうなるかということでもあります。

結局、三人でも四人でも引き連れて小値賀に移住してくれることの方が、即戦的に小学生が五人増えるとか、六人増えるとかということになるのであります。

そういう意味においては、小学校の、或いはその子どもたちが、クラスの中の子どもの数が増えれば出来るほど、高校の維持ということにつながっていきます。そういうことも考えますとですね、私は大いに多くの人たちが引き連れて小値賀に住むようになってくれないかなあという思いはありますし、それが地方交付税の算定するときにも何らかの影響を与えてくるということでもありますから、そういう大きな『趣旨』から言うと、これは同じではないのか…。将来的な小値賀の、数を増やすという効果については、私は同じではないかと、いや、むしろ即戦力ではないかということをお私思ったりいたしますが、そこはどういう見解ですか？

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	—
—	午後 四時 五十分	—
—	再開	—
—	午後 四時 五十分	—

町長

議長（横山弘藏） 再開します。

町長（山田憲道） お答えいたします。

十八年度の改正の時に、前の人たちはですね、十八年度の該当者を、まあ「救ってやりたい」という言い方はおかしいんですが、該当になるんじゃないかということで、皆様に諮った経緯がございますが、ただ附則ですね、「公布の日から施行する。」で、その十八年まで遡れるのかなあという、ちよつと疑問があるもんですから、この点はですね、また皆様で協議してもらえればと思っておりますが…。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 金額的にも私はこの条例はですね、検討してもいいのではないのかと考えております。

今のところ、出生した時点で「三十万」ということで、小学校に入るときに「二十万」ですが、これを逆にしてもいいという考えが、私個人はあります。

なぜならば、国保の関係で、出生の時にはちゃんとお金が出ますですね、三十五万円。ということもありますので、まあ小学校のときの方がお金がかかるんじゃないかということもですね、もうちよつと議論していいのではないかなあというようになことを思っておりますが、その金額等については、そういうふうな検討はしておりませんか？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

出生祝金ということで、当初は生まれた時に五十万円ということ、便宜上、「三十万」と「二十万」に分けたという経緯がございます。多分、そのときに分けた理由は、一つは、出生時は小値賀にいても、途中で転出された方に対する、まあちよつと『ブレーキ』みたいなもので、「三十万」と「二十万」に分けたのかなあというふうな推測しております。

で、十八年度の改正の時には、それを「三十万」と「二十万」に明確に謳ったわけなんですけれども、『出生祝金』という名称からすれば、出生時に多くやるというのが普通かなと考えて、その祝い金の額については検討をしております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 私は、この際、動議を提出をいたします。

今の案件につきましては、前回は改正をいたします、また今回も改正するということになれば、もうちよつとやっぱり議論をつくしてないところがあるのではないかというふうな思っております。

したがいまして、この件については、総務文教厚生常任委員会に付託をして、継続審査とすることを求めたいと思っております。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) しばらく休憩します。

議長(横山弘藏) 再開します。

おはかりします。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

再	休
開	憩
午	午
後	後
五	五
時	時
二	一
十	分
四	
分	

議長(横山弘藏) 再開します。

ただいま、立石議員から、議案第五号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案について、総務文教厚生常任委員会へ付託して、継続審査とすることの動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

直ちに、本動議について採決します。

この表決は、起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立多数です。

再	休
開	憩
午	午
後	後
五	四
時	時
零	五
分	十
	分

したがって、議案第五号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案は、総務文教厚生常任委員会に付託して、継続審査とすることに決定しました。

日程第十五、議案第六号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第六号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

このたびの改正は、老人保健法に代わり高齢者の医療の確保に関する法律が施行されることに関連した訂正であります。老人保健法第二十八条第一項で規定されている医療費の一部負担金については、高齢者の医療の確保に関する法律では、第六十七条第一項に規定されております。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成二十年四月一日診療分から適用するとしております。なお、最後に条例の新旧対照表を添付いたしております。以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第七号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第七号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

このたびの改正は、平成十八年度から二十年度までの第三期の介護保険料について、十八年度・十九年度の二カ年に限定していた保険料率の特例措置を、二十年度まで一年間延長するものであります。

この特例措置と言いますのは、平成十八年度からの地方税法の改正により、著しく介護保険料が上がる方々への激変緩和措置でございます。

なお、二十一年度からの保険料につきましては、第四期の介護保険事業として今年度中に計画を策定し、保険料等の決定を行うこととなります。

施行日を、平成二十年四月一日からにしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第七号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第八号、小値賀町後期高齢者医療に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住 民 課 長

住民課長(中川一也) 議案第八号、小値賀町後期高齢者医療に関する条例案についてご説明いたします。

平成二十年度から、国では今までの老人保健法に代わり、高齢者の医療の確保に関する法律が施行されます。

これから更に進むであろう高齢化社会に伴い、医療費の一層の増大が見込まれる中で、国民、皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとするために制定されたものです。

法令及び長崎県後期高齢者医療広域連合の条例に併せて、小値賀町においても七十五歳以上の後期高齢者に対する医療の事務、保険料徴収事務等について条例で定める必要があります。

第一章は、広域連合が行う事務と関連して町の窓口において行う事務を定めております。

第二章は、保険料を徴収する対象者及び納期、督促手数料、延滞金について、第三章は、罰則規定を定めています。

附則に、施行期日と被扶養者であった被保険者に対する特例措置を定めております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） お尋ねですけれども、条例の施行規則は別に定めますか？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） 施行規則につきましては、別に定める予定にしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第八号、小値賀町後期高齢者医療に関する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第八号、小値賀町後期高齢者医療に関する条例案は、原案のとおり可決されました。以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、三月六日から九日まで休会とします。

三月十日は、午前九時三十分より開議します。

なお、三月六日、七日は予算特別委員会となっておりますので、よろしくお願ひします。

― 午後 五時 三十三分 散会 ―